

オーストラリアのスポーツ政策研究の現状と課題

尾崎正峰

オーストラリアのスポーツ政策を推進する中核組織である Australian Sports Commission の 'Australian Sports Commission Strategic Plan 1998-2001' の中に次の一節がある。

「われわれは他の国々と比べて効果的で全国的なシステムをもっている。このことが、限られた資源の比較的小さな国家が国際的競技大会において最高水準のレベルを示し、その一方、力強いコミュニティスポーツの参加を構築している鍵を握る理由の一つである。」

次に、オーストラリアのスポーツに関する論説において数多く引用される Dunstan の著書 *Sports* から一文を引いてみよう。

「スポーツは、すべてのオーストラリアの人々が熱狂的

に信じる一事、すなわち、オーストラリア（の人々）にとって宗教を超えるほどに究極的なものである。」⁽¹⁾

このふたつの文章のように、オーストラリアのスポーツを肯定的にとらえる言説は、国内外から、現在に限らず歴史的にも繰り返し表明され続けてきた。オーストラリアにとってスポーツが特別な存在であること、そして世界に冠たる優れた側面を持つてきたことは事実であろう。しかし、地理的にヨーロッパと隔絶した（「距離の暴虐」と言われた）オーストラリアが、「宗主国」イギリスをはじめとするヨーロッパを意識しながら、国際的に自らを誇れる証としてスポーツをとらえ、その優秀性を盲目的に、そして無批判的に信じようとしてきた側面も否定できない。

換言すれば、オーストラリアのスポーツに対する関心は

内外を問わず高いものであり、そのイメージもポジティブなものといえる。しかし、多くの場合、あくまでもイメージのレベルに留まっている。さらに言えば、順風満帆に見えるオーストラリアのスポーツに織り込まれている矛盾や葛藤などに必ずしも注意が向けられてはいない。

こうした状況に照らして、オーストラリアのスポーツの実態をとらえていくための基礎作業として、本稿では、オーストラリアのスポーツを規定する諸要素のうち、スポーツに関わる制度面の歴史と現状を把握することとした。具体的には、オーストラリアにおけるスポーツ政策に関わる先行研究を対象とし、そこに見る特徴を概括すること、および、今後のオーストラリアのスポーツ政策の研究上の課題を抽出することをねらいとする。

一 「スポーツ政策」とは、定義と限定

本稿が検討対象とするオーストラリアのスポーツ政策に関する先行研究における「スポーツ政策」の定義をここで確認しておきたい。

Cashman (1995) によれば、オーストラリアにおいて「スポーツと政治は混ざり合わない」と繰り返し言われ続

けてきたが、歴史的に見れば、スポーツと政治は植民地時代の初期から絡み合ってきたことは否定できないとされる (pp.112~113)。関連する研究を紐解けば、植民地時代から連邦の形成、そして現在に至るまでのオーストラリアの歴史において、政治によるスポーツへの関与にはさまざまなレベルでの多くの事象を確認することができる。しかし、本稿で取り上げるオーストラリアのスポーツ政策に関する先行研究は、スポーツ政策の開始は一九七〇年代に入ってから、という見解で一致している。

このように言うとき、即座に出されるであろう疑問は、一九七〇年代に至るまでオーストラリアにおいてスポーツ政策は存在しなかったのか。あるいは、政府がスポーツ振興に関与することはなかったのか、というものである。

この疑問に答える前に、オーストラリアの政治システムの大きな特徴である連邦・州・自治体の三層構造に規定される形で、政府によるスポーツ振興への関与には次の二つのレベルが存在することをおさえておきたい。

第一のレベルは、国家(連邦政府)の関与の側面である。

一九〇一年の連邦の成立以降、連邦政府によるスポーツ振興への関与は、皆無とまでは言えないにしても、長い間、

オリンピックなどの国際的競技大会開催の際の資金援助や選手派遣への助成等、非常に限定されたものであった。

第二のレベルは、州政府や地方政府(自治体)による関与の側面である。十九世紀においては、関与は「間接的」であり「現金よりも現物」というものであったが、「とるに足らない」というものでは決してなく、政府の振興策がなければ十九世紀後半のスポーツの成長はなかった⁽²⁾といわれている。その後、現在に至るまで、スポーツ施設の整備など、生活圏域におけるスポーツの条件整備に関する施策は、州や自治体の役割とされ、スポーツやレクリエーションの機会の提供を目的とする活動が行われてきた。

このように、連邦政府のスポーツ振興への関与は国際的競技大会開催などの特別な事情の場合(ad hoc)に限定され、日常生活におけるスポーツに関する施策は州や自治体レベルで展開していたという歴史的な特性を持っていた。ここからいえることは、連邦政府がスポーツ振興に対して恒常的に関与することや全国的に統一した施策を立案、実施することはなかったこと。そのことと関連して、第一のレベルと第二のレベルは結び合うことなく別個のものとして動いていたことである。

ここで前述の疑問に立ち返れば、先行研究がいう「スポーツ政策」とは、第一のレベル、すなわち、連邦政府によって主導された全国的、統一的なものを指しており、ある意味では限定されたとらえ方であると言える。また、「スポーツ政策の開始」とは、(後に詳しく見るように)一九七〇年代初頭に入ってから、首相やその政治基盤である政党によって連邦政府のスポーツへの積極的関与が表明されたことを端緒として、行政制度の面では所管省庁の設置などの国家機構の整備や経常予算の枠組みの中での財政的位置づけがはかられたこと、そして、州や自治体をも視野に入れたプログラムの立案と実施を意味していたのである。さらに、先行研究の検討を通して本稿が分析しようとするスポーツ政策の領域をある程度限定しておきたい。スポーツ政策の目的は大きく分けてPerformance(競技力向上)とParticipation(スポーツ参加の拡大)の二つといわれているが、本稿では、主に、Participationを目的とする部分を中心に考察していくこととする⁽³⁾。

二 オーストラリアのスポーツ政策研究

(1) オーストラリアにおける研究動向

すでに別稿⁽⁴⁾で言及しているが、オーストラリアにおけるスポーツの社会科学的研究は、その社会におけるスポーツの歴史、広がりや定着度に比して、遅く出発したということが出来る。

スポーツ政策研究についても同様の状況であり、あえて言うならば、開始時期がもっとも遅い部類に属するものである。Jaques and Pavia (1976) がオーストラリアのスポーツを表象しているエッセイ等を編纂した著作の中の「The Australian Government and Sport」および「Milk Beneath the Cream?」が、スポーツ政策に言及した研究としてはもっとも早い時期のものと思われる。こうした研究状況は、前節でふれたように、オーストラリアのスポーツ政策そのものが、一九七〇年代に入ってからようやく本格的な展開の兆しを見せ始めたという事情を反映しているであろう。

その後、オーストラリアのスポーツ政策を対象とした研究は、一九八〇年代以降、一定程度蓄積されてきているが、

管見の限りでは、体系化して分析したものは未だないといえる。

ここで先行研究を以下のように分類してみる。

① スポーツ政策の国際比較(単著)

ここに分類される先行研究として、Houlihan (1994)、Houlihan (1997) がある。とくに、Houlihan (1997) は、オーストラリアを含めて、イギリス、アメリカ、カナダなど各国のスポーツ政策を比較研究の視点から検討しており、政府の関与の歴史、推進組織の変遷、スポーツ組織の活動など多面的に分析されている。各国のスポーツ政策の概要を把握する上ではもっとも簡便なものととらえられるが、オーストラリアに関する叙述については、次の②以下の諸研究の成果に多くを依拠しているといえる。

② スポーツ政策の国際比較(論文)

各国のスポーツ政策の比較研究という意味では前項①と同様であるが、主にスポーツ政策の比較研究として編纂された著作の一つの章として位置づけられているものである。論述の内容は、オーストラリア一国の歴史と現状を述べているもので、Baka (1986)、Semotiuk (1986)、Semotiuk (1987)、Armstrong (1987)、Farmer and Arraudon

(1996), などがあ

これらの研究は、一九七〇年代初頭をスポーツ政策の開始ととらえ、それ以後の展開過程について事実関係とその背景を整理して叙述している点で共通している。

③ スポーツ史研究

オーストラリアのスポーツの歴史を鳥瞰する中で、ないしは、スポーツ史の領域の研究者がオーストラリアのスポーツに関わる事象を歴史的な視点から叙述する中で、とくに一九七〇年代以降の特徴として、スポーツ政策の開始とその展開過程を取り上げているものである。植民地時代以後のスポーツと政治のつながりに関する叙述が随所に見られるが、前述のように「スポーツ政策」は一九七〇年代における連邦政府の本格的関与から始まるという歴史認識はここでも一致している (Jaques and Pavia (1976), Vamplew and Stoddart (1994), Cashman (1995), Adair and Vamplew (1997), Booth and Tatz (2000), など)

④ スポーツ社会学研究

スポーツ社会学の研究領域の中で、オーストラリアの社会におけるスポーツの現状と特質について、商業主義の進行や統合の問題などの観点から検討しているもので、ス

ポーツ政策に関しても批判的な視点で検討を行っている (Lawrence and Rowe (1986), McKay (1986), Rowe and Lawrence (1990), McKay (1991), Rowe and Lawrence (1998), など)

⑤ その他

政府や関連する調査委員会などの報告書の一部に叙述されたものである。これらのスポーツ政策の展開についての叙述は、政策のまわりの目的である Performance の象徴的存在である Australian Institute of Sport の設立の歴史的背景を説明する際に盛り込まれている (Daly (1991), Department of Sport, Recreation, and Tourism & Australian Sports Commission (1985) など)。

(2) 日本における研究動向

日本におけるオーストラリアのスポーツ政策に関する先行研究は非常に数少ない。

岡田 (一九九九) は、日本のスポーツ政策の分析を主たる論点としながら、日本のスポーツ政策に示唆的なものを含んでいるという理解から Australian Sports Commission (ASC) の体制と特徴をまとめている。森 (一九九九) は、「スポーツ行政」の戦後の変遷過程を簡潔にまと

めており、スポーツ政策の推移をとらえている研究としてこれまでで唯一のものといえる。この他に、本間(二〇〇二)は、岡田と同様に、オーストラリアのスポーツの現状報告とともにASCの組織の概略を記したものである。

中村(二〇〇二)は、自治体(ゴールドコースト)におけるスポーツ行政の展開の現状について、広範な聞き取り調査を元に議論を展開しており、本稿の最後でふれる地方自治体レベルの大きな変動という状況下に照らしてみると、興味深い視点を示している。

以上の点から、日本におけるオーストラリアのスポーツ政策研究は、その緒に就いた段階であり、とくに、歴史的な視点からの分析が十分に展開されていないといえる。また、オーストラリアにおける先行研究の概括的な整理は行われていない。

三 オーストラリアのスポーツ政策の展開過程

(1) 政策の展開過程とそこに見る特徴

オーストラリアのスポーツ政策の展開過程に関する時期区分は、先行研究の各論者によって若干異なるが、最大公約数的に整理をすれば以下のようになる。

スポーツ政策以前… 一九七二

スポーツ政策の開始… 一九七二～七五 ウィットラム労働党政権の成立

自由党連合政権と財政抑制

スポーツ政策の停滞… 一九七五～一九八三 フレーザー

自由党連合政権と財政抑制

スポーツ政策の本格的展開… 一九八三～一九九〇年

代) 労働党政権の振り返り

以下では、この時期区分を念頭におき、先行研究が提示したスポーツ政策の展開過程の概要とその特徴をまとめていく。⁽⁵⁾

① 後発のスポーツ政策

すでにふれたように、連邦政府の恒常的な関与という面からとらえたスポーツ政策の開始時期は一九七〇年代初頭である。一九七〇年代以前、スポーツに関して連邦政府が直接関与した事柄は以下のものであり、全体として限定されたもの、ないしは小規模のものであった。

1) National Fitness Councilの設立と管理運営

同Councilは、第二次世界大戦の防衛力増強のためのNational Fitness Act(1941)の制定に伴って設立され、学校教育における身体教育の拡大など

- を進めた。戦後、軍事上の目的を保持しながらも国民の体力問題を主な対象として活動を行っていた。
- 2) メルボルン・オリンピック大会(一九五六)、Commonwealth Games(英連邦競技大会、一九三八、一九六二)等、国際競技大会開催への援助
- ただし、一九三八年大会については、連邦政府は何の貢献もせず、州政府による財政援助などのサポートのみであった。
- 3) 国際競技大会への選手派遣の補助
- 選手派遣は、個人あるいは競技団体の範疇の問題であるとされ、補助の金額は非常に少額であり、競技団体側から増額の要請が継続して出される状態であった。初めて「オーストラリア」の国名を冠して参加する一九〇八年のロンドン・オリンピック大会ですら、スポーツ団体からの資金援助の申し出は拒絶され、連邦政府は何の援助も行わなかった。
- 4) 団体への補助金
- 上記1)で掲げたNational Fitness Council以外で、連邦政府が補助金を交付していたのは次の団体である：Australian Olympic Committee, Australia-

lian Commonwealth Games Association, the Royal Life Saving Society, the Surf Life Saving Association of Australia.

5) その他

大恐慌の時期に公共投資による景気刺激を目的としたと思われる施設建設が行われたことがあった。

それでは、なぜ一九七〇年代初頭に至るまで、連邦政府はスポーツ、とくに、その振興に対してほとんど関与をしてこなかったであろうか。先行研究の議論を整理すると、次の四点にまとめられる。

第一に、「スポーツと政治は水と油の関係」という社会通念が、アマチュアリズムの理念によって補強され、政治とスポーツ(組織)の双方によって共有されていたとする点である。繰り返しになるが、スポーツと政治の関わりは多様な形で存在しており、こうした社会通念はあくまでも観念的なものであった。それにもかかわらず、とくに金銭面に関わる事柄については禁欲的なまでの対応が採られていった。その歴史的な経緯を見ると、世紀の変わり目(一九〇〇年前後)以降、アマチュアリズムが各都市で活動する地域のスポーツクラブを基盤として広範に浸透して

いく中で、アマチュアスポーツの純粹性が強調され、自助の姿勢が一つの教義といえるまでになった。クラブの担い手の社会階層の高さゆえに社会への影響力は強く、新聞などのマスコミも政治家もアマチュアリズムを支持した。また、アマチュアスポーツ組織にとって、プロスポーツとの差別化の必要性も伏在していた。⁽⁶⁾

第二に、アマチュアリズムが浸透する上でイギリスの影響を強く受けたように、政治哲学の面でも、イギリス同様に、公共セクターが私的 (private) セクターに関与することへの躊躇があったとされる。「スポーツに関わる事柄に政府が入り込んでいくべきだとは思わない。スポーツ活動の運営はスポーツ団体によってなされるべきである」というゴートン首相の発言に端的に示されるように、第二次大戦後、長期にわたって政権を担当した自由党は、連邦政府のスポーツへの関与について一貫して消極的であった。

上記の点と重複する部分もあるが、第三に、人々のレジャー、スポーツ、レクリエーションはあくまでも私的な事柄であり、政府が口を差し挟むものではないという個人主義的なイデオロギーが主流であったことである。

第四に、一九五六年のメルボルン・オリンピックを頂点

として、国際的競技大会においてオーストラリアは一定程度の成績を残しており、地域のクラブを基礎として競技団体の自主性のもとで行われていた選手育成に手を出す必要性を感じていなかったことがある。

② スポーツ政策開始の背景

一九七二年のウィットラム政権の誕生とともに連邦政府が積極的にスポーツ振興に関与し始めることになるが、それまでの歴史的経緯からするならば劇的ともいえる変更を選択した根本には、労働党の福祉国家路線があったといえる。それとともに、政治的なモチーフとして、第一に、「スポーツ大国」という世評(あるいは、思い込み)とは裏腹に、当時の国民の健康状態やスポーツ・身体活動への参加が思わしくないという状況の改善を意図したことがあげられる。第二に、驕りの見え始めた国際競技力へのこれこ入れと国際大会での勝利がもたらす国家の威信の復活のねらいがあった。

前者については、スポーツや身体活動が個人個人のトータルな発達に寄与するとして、ウィットラムは、その演説で「政府の責任は、パンやバターの問題、財政、雇用、防衛に関わる事柄の範囲内で終わるものではない」と述べ、政

府が国民の知的、芸術的、レクリエーション的活動、そしてスポーツをする機会の増大を望ましいものとしてとらえていることを表明した。彼は別の機会でもレジャーの社会的必要性を次のように説いている。

「レジャーの善用以上に、オーストラリアが直面している大きな社会的問題はない。これはすべての現代の豊かな地域社会の問題である。とりわけ、都市化が進んだ社会においては問題であり、地球上でもっとも都市化が進行している国であるオーストラリアでは、地球上の他のどの国よりもこの問題に迫られている。われわれの国がそうであればこそ、これはまさに一九八〇年代の問題といえるだろう。」

時の首相による決意表明は、いくつかの具体的な形を取って現れた。

第一に、Department of Tourism and Recreation が設置され、連邦史上初めて恒常的なスポーツ振興を所管する省が誕生した。第二に、具体的な施策として、Capital Assistance Program (地域 (local) レベルでのスポーツ施設の整備・提供への援助) と Sports' Assistance Program (アマチュアスポーツ組織の運営費や全国および国

際競技大会派遣などの費用に対する助成) の二つのプログラムを興し、また、Fitness Australia の名称によるキャンペーンを行い、健康 (Fitness) 問題の周知をはかり、国民の意識を高めようとした。⁽⁷⁾

こうした具体的なプログラムの展開と同時に、現状分析と将来構想のための調査と報告書の作成がはかられた。その最初の成果である J. Bloomfield による *The Role, Scope and Development of Recreation in Australia* (1973) では、今後のオーストラリアのスポーツの理念と方向性について七四の提言が盛り込まれた。とくに、スポーツとレクリエーションの振興と発展において連邦政府が中心的な役割を果たすべきことを強調し、旧東西ドイツ、フランス、カナダ、旧ソビエト連邦などの国々の事例をあげて、財政面をはじめとするさまざまな援助が必要であることが述べられていた。

では、政治的なモチーフの二点目の競技力向上についてはどのような展開を見たのであろうか。所管大臣である Stewart は次のように発言している。

「私は私の役割がスポーツのチャンピオンをつくることにあるとは思っていない。われわれはスポーツを、生活の

あり方、イデオロギー、そして民族の優越性を証明する何かの類とみなすような国々の模倣をする意図はない。」

この発言だけを取り上げれば、競技力向上について否定的な姿勢であったと解釈することができ、実際には、競技力向上に対する国家のまなざしは、はっきりとした射程を定めていたといえる。Bloomfield報告においても、競技力向上のための施策について具体的な提言が含まれており、これを受けて、一九七四年、別の研究グループによってスポーツ科学の研究を推進する組織に関する検討が開始された。その後、Sports Instituteの設置とスポーツ組織や高等教育機関との連携による指導者・専門家の養成を内容とする報告書がまとめられた。⁽⁸⁾ただし、この構想は短命に終わったウィットラム政権下では実を結ばず、次の保守政権の時期に具体化していくことになる。

③ スポーツ政策の停滞

一九七五年、政局の混乱收拾を趣旨として、カー連邦総督がウィットラム首相を解任するというオーストラリアの政治上最大の危機の後、フレーザー自由党連合政権が誕生した。フレーザー政権は、前労働党政権の福祉国家路線とは対極の「小さな政府」を目指し、国家予算の大幅な縮

小を目標んだ。こうした情勢下、Department of Tourism and Recreationの廃止をはじめとして、スポーツ関連予算の大幅削減やCapital Assistance ProgramとSports Assistance Programの中止が断行された。そして、一九八三年までの八年間に所管省庁が三度改変されるなど、連邦政府の政策や行政機構におけるスポーツの位置づけは低いものとなった。⁽⁹⁾

こうした自由党連合政権によるスポーツに関する一連の処置は、連邦政府の関与をできるだけ小さくし、スポーツ(組織)の自主性に委ねることを基本とするという意味で「保守的なアプローチへの回帰」と特徴づけられる。ただし、単純な歴史の逆行ではなかった。一度開始された連邦政府によるスポーツ政策は、そのすべてが廃棄されることはなかった。しかし同時に、ある偏差を伴っていた。これを単純化して言えば、Performanceの重視、Participationの軽視となる。

この時期のスポーツ政策を象徴するものとして多くの先行研究が言及しているのが、一九八一年のAustralia Institute of Sport (AIS)の設立である。AISの設立の背景として、一九七六年のモントリオールオリンピック大会

において、オーストラリアは一つの金メダルも獲得できなかったことがあげられている。この事態に対して、水泳選手としての輝かしい経歴を持つジャーナリストの Judy Joy Davies は「(オーストラリアの)筆者注」システムは崩壊した」と嘆じた。ここでいわれる「システム」とは、選手養成が、クラブマネージャーもコーチも選手もヴォラントニアでありパートタイムである地域のクラブを基盤とし、もっぱらスポーツ組織の責任の元に行われてきたことを指している。従来まではこのシステムから多くの名選手を輩出してきたが、モントリオールの「悲劇」によって「状況は異常とは言えないが、勝ち抜いていくためには変化が必要」なことが意識されたのである。換言すれば、一九六〇年代以降、選手養成が国家によってバックアップされている社会主義国家をはじめとして、政府が競技力向上に関与している国々に大刀打ちできなくなった危機感が A I S 設立の裏にある思いであった。同時に、A I S の活動の成果として国際競技力を向上させることは、国家の威信の復活という面にとどまらず、外交上の持ち駒としても利用できることへの期待も含まれていた。

この他の動きとしては、スポーツ政策の全体的な退潮と

いう状況に対して、一九七六年、スポーツ組織が結集し「スポーツの声を政策に反映させるためのロビー活動を行い、政府部局との連携によって、人々のスポーツ参加の促進、国民の健康水準の向上、コーチの水準のアップグレード」などを目標とした Confederation of Australian Sport (CAS) の設立がある。CAS は百を超えるスポーツ関連団体によって構成されていたが、運営等についてはトップダウン方式であり、地域 (local) の団体から全国レベルへの影響を及ぼすことはほとんどなかった。

④ スポーツ政策の再始動から現体制へ

一九八三年、ホークを盟主とする労働党が再び政権の座に就いたことで、連邦政府のスポーツに対する姿勢は再び積極的なものに転じたと言われている。政権成立に伴う行政機構の改革によって連邦史上初めて Sport の文字を冠する Department of Sport, Recreation and Tourism が設置され、予算規模も初年度から過去と比較して最高額を示した。そして何よりも、一九八五年に Australian Sports Commission (ASC) を設立したことがあげられる。ASC は、「スポーツを通してすべてのオーストラリアの人々の生活を豊かに」をスローガンに、スポーツ参加の増

大を目的として Aussie Sport Program などさまざまな活動を展開するとともに、競技力向上も大きな目的として位置づけていた。以後、連邦政府の省は大規模な競技大会や主要施設の財政面の担当は継続していく一方で、ASCがスポーツ政策を実質的に立案、実施、評価していく体制を整えていき、一九八九年に改正された Australian Sports Commission Act によって ASC と AIS が統合し、現在は ASC が統括組織となっている。

こうしたオーストラリアのスポーツの推進体制は、カナダなど先行する国々の制度をにらみながらの折衷的なものとして特徴づけられている。また、Houlihan (1997) は、政府によるスポーツへの関与のパターンとして5つに分類しているが、フランスのように中央省庁が集中的にスポーツ政策推進の役割を果たしている国と比較すると、オーストラリアはより細分化された形態 (be fragmented) であり、准国家的 (sub-national) レベルの外部機関のセンターとともにスポーツ政策が進められているとしている。なお、Houlihan はオーストラリアに関する叙述では、別の分類となる quango (quasi-autonomous national governmental organization) として ASC を性格規定して

(13)
いる。

四 オーストラリアのスポーツ政策研究の課題

以上、先行研究を検討してきたが、最後に、今後、より詳細な検討を要する視点や作業課題として以下の点をあげておきたい。

(1) 参加の不平等をめぐって

前節までに見てきたように、政権交代による状況の変化はあったものの、一九七〇年代以降、基本的にスポーツ政策は連邦政府によって推進されてきた。その結果、冒頭に掲げた ASC の誇らしげな一節に示されるような成果が生み出されてきたとされるが、この点を額面通りに受け取ることができるのであろうか。

現在進行中の ASC の Strategic Plan 2002-2005 において、女性、高齢者や障害を持つ人々、そして先住民などのスポーツ参加を重点的に促進することが掲げられている。このように社会的に不利な立場にある人々への意識的な取り組みが表明されるのは、多民族国家であるがゆえ、そして、社会福祉の先進事例を数多く持つオーストラリアならではとうべきであろう。しかし、Strategic Plan がこう

した人々についてわざわざ言及することは、裏返してみれば、参加の不平等の実態が存在し、「すべての」人々のスポーツ参加がスローガンの言説とともに繰り返し言われ、施策も進められてきているにもかかわらず、未だに問題は存在しているといえる。

この点に関して、McKayは、社会的不平等の構造がスポーツ参加の不平等を規定しており、この問題は歴史的、社会的に形成された根深いものであることを一貫して指摘してきている。McKayは「現在の政府のスポーツとレクリエーションに関する政策は、オーストラリアの社会的、文化的不平等を強化し、再生産させているとさえ言える」として、スポーツ政策が財政配分の面をはじめとしてPerformance重視となっている実態、健康問題やスポーツ参加の低調という問題の責任を個人に帰してしまうイデオロギー、健康問題等の領域における公共セクターの縮小とプライベート化の拡大などに対する批判を行っている⁽¹⁴⁾。今後、McKayの他、スポーツ社会学の領域で批判的な視点から研究を進めているLawrenceやRoweの議論を検討し、また、統計調査の分析による実態把握を含めて、この論点を深めていきたい。

(2) 「政党決定主義」的理解を超えて

スポーツ政策をめぐることは、労働党政権による高揚と自由党連合政権での退潮というとらえ方が先行研究の特徴として見られることを指摘した。これは、大枠としては的を射たものであるが、政権政党によってスポーツ政策が左右されるという、言ってみれば「政党決定主義」ともいうべきものに傾きがちになる歴史認識について、より詳細に再検討する必要があると思われる。

このように課題を設定する理由の第一は、オーストラリアの福祉国家の特徴として、社会民主主義を標榜する労働党の政権担当期と、福祉国家的な制度の制定が進んだ時期とが必ずしも一致しないという指摘があることによる⁽¹⁵⁾。

第二に、一九八〇年代を迎えると、自由党と労働党がともにスポーツを重視するという点では差がなくなり、さらに時代が進むとスポーツ政策の目標がほぼ似通ったもの⁽¹⁶⁾になっていったことである。

この点に関連して、第三に、スポーツ政策を現実化する上での手段や方法についての両党の理念的な差が、時を経るごとに小さくなってきたことがある。とくに、ホーク政権の政策全体を見ていくと、同じ労働党政権と言っても、

その政策運営や理念はウィットラム政権とは別物とさえいえる側面を持っていた(特に経済政策や財政政策)。ウィットラム政権の「大きな政府」路線が、時の石油危機などの国際情勢もあって財政的に破綻を来したという経験が、ホーク政権の政策運営に影響を及ぼしたとされる。ホーク政権が着手した福祉国家の再編、そして、競争的な環境を促進する政策展開は現在にまで連なるものであり、その結果としてオーストラリアの公共セクターの再編が行う中であって、スポーツの部門だけが例外と考えることはできない。⁽¹⁷⁾

ホーク政権がスポーツ政策を発展させ、現在のシステムを作り上げる上で重要な役割を果たしたことは確かな事実である。しかし、「ホーク労働党政権は、スポーツを市場主導のビジネスの枠組み内部のものとして概念化した」と指摘されるように、その理念と手法はウィットラム政権時とは異なる面を持っており、自由党が標榜してきた理念と親和的とさえ言えるのではないだろうか。スポーツ政策が発展したといわれるが、それがどのような政策理念の元でどのような具体化されていったのかについてより精緻に検討されなければならない。

検討する上でのキーワードをいくつかあげれば、国際情勢の変化に伴う民営化、規制緩和、地方自治に関しては「ヒルマー報告書」に基づく自治体における強制競争入札制度の導入の提言と実施⁽¹⁹⁾などである。この作業は、現在のハワード政権におけるスポーツ政策の動向を検証する上でも有効なものであると思われる。⁽²⁰⁾

(3) 州、自治体の歴史と現状

本稿は、先行研究における「スポーツ政策」の定義を整理した部分で述べたように、連邦政府によるスポーツ政策の展開過程を対象としてきた。そのため、これも繰り返すことになるが、人々のスポーツ参加に関わる施策を現場で実質的に進めている州や自治体の歴史と現状について、断片的程度にしかふれることができなかった。今後、州と自治体が関与してきたスポーツに関する歴史をより詳細に追求すると同時に、前述のような自治体の制度的な変更の動きを絡めながら現状を考察していくことが課題となる。

(1) Dunstan (1973), p.1.

(2) Cashman (1995), p.114.

(3) ただし、国家の政策は、関連する諸要素、諸要件、諸

勢力の相互関係の中で展開するところが特性上、Participation に関わる側面だけを抽出することは困難な側面があると同時に、一部分を取り出すことで全体状況をとらえ損なう危険性があることは注意しておきたい。そのため、状況と必要に応じて Performance に関わる側面等を含めながら考察を加えていくこととした。

(4) 尾崎 (二〇〇三)。

(5) この節の叙述において主に参照したものは、以下の文献である。Armstrong (1987), Baka (1986), Booth and Tatz (2000), Cashman (1995), Daly (1991), Department of Tourism and Recreation (1975), Farmer and Arnaudon (1996), Jaques and Pavia (1976), Semotiuk (1986), Semotiuk (1987)。

(6) Cashman, 'Amateur versus Professional'. In Cashman (1995). しかし、「こうした禁欲的な対応の中には、「本音と建前」とでも形容すべき部分があり、矛盾もはらんでいた。たとえば、本文でもふれているが、一九七〇年代以前から連邦政府によって交付されていた選手派遣などの補助金の増額要求はスポーツ団体の側に根強く存在していた。この要求がなかなか実現しなかったのは、本文中で述べた事情の他に、政治的なロビー活動を行う組織的まとまり (sport lobby) がスポーツの側で準備できなかったこと

とに原因があると思われる。Baka (1986), Hartung (1980)。

(7) 施設建設の補助金として四〇〇万豪ドルの計上が政府決定された (Jaques and Pavia (1976), p.154)。また、連邦政府によるスポーツ政策の開始は州政府にも影響を与えた。一九七二年のヴィクトリア州を皮切りに、七〇年代中盤までに、ほとんどの州政府がスポーツやレクリエーションを統一的に担当する省庁を設置した (Semotiuk (1986), p.161, Farmer & Arnaudon (1996), p.9)。

(8) Department of Tourism and Recreation (1975), *Report of the Australian Sports Institute Study Group*。

(9) オーストラリアは「中央集権国家とは性格を大きく異とし、植民地政府 後の州政府の権限を少しずつ連邦政府へと委譲していくという歴史的経過をたどっている (竹田 (2000), p.90)」。それゆえ「政治」政治家の権限が強くなり、連邦国家の行政機構はそれに従属する要素を持っており、政権交代のたびに「場合によっては、政治のレベルでの政策転換によって省庁の体制がスクラップ・アンド・ビルドされる」。

(10) Department of Sport, Recreation, and Tourism & Australian Sports Commission (1985), p.17。

(11) Farmer and Arnaudon (1996), p.9. これらの動きの背景を「アマチュアリズムの衰退 (プロ化の進展)」という

- 面からいえる議論がある (Cashaman (1995), Booth and Tatz (2000), 以下)。
- (12) Department of Sport, Recreation, and Tourism & Australian Sports Commission (1985), p.36.
- (13) Houlihan (1997), pp.59-77.
- (14) McKay, 'Sport, leisure and social inequality in Australia', p.144. In Rowe, D. and Lawrence, G. (ed) (1990). 他、McKay (1986), McKay (1991), McKay, J., Hughson, J., Lawrence, G. and Rowe, D. (2000).
- (15) Castles (1986) (邦訳: キャッスルス (1991))
- (16) Semotruk (1986), p.164.
- (17) ホーク政権においては、カンタス航空をはじめとする国営企業の民営化が推進されたが、労働党政権下において、こうした政策が進められた点に特徴がある。森島寛(一九九三、一九九四、一九九五)。
- (18) Booth and Tatz (2000), p.163.
- (19) 久保田治郎「オーストラリアにおける総合経済改革と州政府による民生活政策の推進」久保田(一九九八)、所収。田部(二〇〇〇)。
- (20) 執筆年代の関係から、今回検討対象とした先行研究は一九九〇年代後半以降の政策展開についてはほとんどふれていない。そのこともあって、今回は、冒頭に引用した

A S Cを中心とする現在の「システム」の全体像について取り上げることができなかった。一九九〇年代後半以降のスポーツ政策の展開過程や「システム」の現状について、今後、本文で掲げた課題と絡めて検討作業を進め、他日を期したい。

引用文献・参考文献

- 岡田桂(一九九九)「日本におけるスポーツ政策の現状と課題—A S C(オーストラリア・スポーツ・コミッション)との比較的地域から—」『同志社政策科学研究』創刊号。
- 尾崎正峰(二〇〇二)『オーストラリアのスポーツと社会』研究の視座』『研究年報二〇〇二』、一橋大学スポーツ科学研究室。
- (二〇〇三)「進化するオーストラリアのスポーツ研究」『一橋大学スポーツ研究』Vol.2、一橋大学スポーツ科学研究室。
- 久保田治郎編著(一九九八)『オーストラリア地方自治体論』ぎょうせい。
- 関根政美、他(一九八八)『概説オーストラリア史』、有斐閣。
- 関根政美(一九八九)『マルチカルチュラル・オーストラリア』、成文堂。
- 竹田いさみ、森健編(一九九八)『オーストラリア入門』、東

- 京大出版会。
- 竹田いさみ (二〇〇〇) 『物語 オーストラリアの歴史』、中公新書。
- 田部美博 (二〇〇〇) 「一九九〇年代のオーストラリアにおける自治体合併」『オーストラリア研究紀要』第二六号、追手門学院大学オーストラリア研究所。
- 土江寛裕 (二〇〇一) 「オーストラリアでの研修で感じたこと」『現代スポーツ評論』第五号、創文企画。
- 中村祐司 (二〇〇二) 「オーストラリア州・地方政府におけるガバナンスの諸相と政策ネットワークの形成—スポーツ振興戦略と地域スポーツクラブ運営の事例から—」『季刊行政管理研究』九八号 (二〇〇二年六月)。
- 福嶋輝彦 (一九九〇) 「八〇年代のオーストラリア政治—コーポラティズムへの転換か」『オーストラリア研究』創刊号。
- 本間恵子 (二〇〇二) 「スポーツ大国オーストラリアにおけるスポーツ振興」日本余暇学会『余暇学研究』第五号。
- マッキンレイ (加茂恵津子訳) (一九八六) 『オーストラリア労働党の歴史』、勁草書房。
- 森浩寿 (一九九九) 「オーストラリアにおけるスポーツ行政の変遷」『日本スポーツ法学会年報』第六号、早稲田大学出版部。

- 森島寛 (一九九三、一九九四、一九九五) 「オーストラリアの民営化(1)、(2)、(3)」『オーストラリア研究紀要』第一九号、第二〇号、第二二号、追手門学院大学オーストラリア研究所。
- Adair, D. and Vamplew, W. (1997), *Sport in Australian History*, Oxford University Press.
- Armstrong, T. (1987), 'Sport and Recreation Policy: Will She Be Right?', *Sporting Traditions: The Journal of the Australian Society for Sports History*, Vol.3, No.2.
- Australian Institute of Sport, *Annual Report* (1984/85-1987/88).
- Australian Sports Commission, *Annual Report* (1984/85-2001/2002).
- _____, *Australian Sports Commission Strategic Plan*.
- _____, (2001), *Give it a Go - Including People with Disabilities in Sport and Physical Activity*.
- Baka, R.S. (1986), Australian Government Involvement in Sport: A Delayed, Eclectic Approach, *Sport and Politics: The 1984 Olympic Scientific Congress Proceedings Volume7*, Human Kinetics.
- Bloomfield, J. (1973), *The Role, Scope and Development of*

- Recreation in Australia (for the Department of Tourism and Recreation of the Australian Government)*, The Government Printer of Australia.
- Booth, D. and Tatz, C. (2000), *One-Eyed: A View of Australian Sport*, Allen&Unwin
- Cashman, R. (1995), *Paradise of Sport: The Rise of Organized Sport in Australia*, Oxford University Press.
- Cassidy, T. (1995), 'Politics, Policies and Physical Education: New Right Reforms', *Sport, Power and Society in New Zealand: Historical and Contemporary Perspective*, Australian Society for Sports History.
- Castles, F.G. (1985), *Development of the Welfare State in Australia and New Zealand, 1890-1980*, Allen&Unwin. (邦訳: キャムズ F.G. (若井敏夫他訳) 『オーストラリア・ニュージーランド福祉国家論』 啓文社(一九九一〇)
- Clark, M. (1969), *A Short History of Australia*, Heinemann (邦訳: マリンズ・クラーク (竹下美栄子訳) 『オーストラリアの歴史と距離の暴虐を超えて』 サイプレス出版会(一九七八。)
- Daly, J.A. (1991), *Quest for Excellence: The Australian Institute of Sport*, Australian Government Publishing Service.
- Department of Environment, Housing and Community Development, *Annual Report* (1976, 1977, 1977/78).
- Department of Sport, Recreation and Tourism, *Annual Report* (1982/83-1986/87).
- Department of the Arts, Sport, the Environment, Tourism and Territories, *Annual Report* (1987/88-1991/92).
- Department of the Environment Sport and Territories, *Annual Report* (1992/93-1995/96).
- Department of Sport, Recreation, and Tourism & Australian Sports Commission (1985), *Australian Sport: A Profile*, Australian Government Publishing Service.
- Department of Tourism and Recreation (1974), *Leisure - A New Perspective: A National Seminar 22.23.24 April 1974 Canberra*, A.C.T., Australian Government Publishing Service.
- (1975), *Report of the Australian Sports Institute Study Group*, Australian Government Publishing Service.
- Dunstan, K. (1973), *Sports*, Cassell Australia.
- Farmer, P.J. and Arnauddon, S. (1996), 'Australian Sports Policy', *National Sports Policies*, Greenwood Press.
- Hartung, H. (1981), 'Sport and the Canberra lobby', Cash-

- man & McKernan (eds.), *Sport: Money, Morality and the Media*, NSW University Press.
- Houlihan, B. (1994), *Sport and International Politics*, Harvester Wheatsheaf.
- (1997), *Sport, Policy and Politics: A comparative analysis*, Routledge.
- Jagues, T.D. and Pavia, G.R.(ed) (1976), *Sport in Australia*, McGraw-Hill Book Company Sydney. (邦語: 『キャキースポーツの編輯(大橋美穂訳)』『スポーツの楽しみと世界』、昭和書院、一九八二〇)
- Lawrence, G and Rowe, D. (ed.) (1986), *Power Play*, Hale & Remonger.
- McKay, J. (1986), 'Leisure and Social Inequality in Australia', *The Australian & New Zealand Journal of Sociology* Vol.22, No.3, Nov. 1986.
- (1991), *No Pain, No Gain: Sport and Australian Culture*, PrenticeHall.
- McKay, J., Hughson, J., Lawrence, G. and Rowe, D. (2000), 'Sport and Australia society', *A Sociology of Australian Society (3rd edition)*, Macmillan Publishers.
- Rowe, D. and Lawrence, G (ed) (1990), *Sport and Leisure: Trend in Australian Popular Culture*, Harcourt Brace Jovanovich Publishers.
- Rowe, D. and Lawrence, G (ed.) (1998), *Tourism, Leisure, Sport: Critical Perspectives*, Hodder Education.
- Saunders, P.(ed) (2000), *Reforming the Australian Welfare State*, Australian Institute of Family Studies.
- Semotluk, D.M. (1986), 'National Government Involvement in Amateur Sport in Australia 1972-1981', *Comparative Physical Education and Sport Volume 3*, Human Kinetics.
- (1987), 'Commonwealth Government Initiatives in Amateur Sport in Australia 1972-1985', *Sporting Traditions: The Journal of the Australian Society for Sports History*, Vol.3, No.2.
- Vamplew, W. and Stoddart, B. (1994), *Sport in Australia: a social history*, Cambridge University Press. (『橋大沖大書院公共学出版部叢書』)